

## 2 基礎控除額及び軽減判定所得の算定方法が変更となります

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、所得割額の計算に用いる「課税標準所得額」を求める基礎控除額が43万円（前年度33万円）となります。

また、前年中の世帯の総所得金額の合計が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されますが、この基準も次のとおり変更されます。

### 【均等割額の軽減措置】

軽減割合	総所得金額が下記の基準を超えない世帯
7割軽減	国民健康保険税の納税義務者（世帯主）及びその世帯に属する被保険者（特定同一世帯所属者を含む）について算定した総所得金額が【※基礎控除額43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）】以下
5割軽減	国民健康保険税の納税義務者（世帯主）及びその世帯に属する被保険者（特定同一世帯所属者を含む）について算定した総所得金額が【※基礎控除額43万円+28.5万円×上記被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）】以下
2割軽減	国民健康保険税の納税義務者（世帯主）及びその世帯に属する被保険者（特定同一世帯所属者を含む）について算定した総所得金額が【※基礎控除額43万円+52万円×上記被保険者数+10万円×（給与所得者等の数-1）】以下

※基礎控除額43万円は、前年の合計所得が2,400万円を超える場合、次のとおりとなります。

前年の合計所得が2,400万円を超え2,450万円以下	29万円
前年の合計所得が2,450万円を超え2,500万円以下	15万円
前年の合計所得が2,500万円を超える	なし

※軽減措置が適用されるのは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）及び16歳以上の国保加入者全員の所得の申告が済んでいる世帯に限られます。

### 【国民健康保険税の計算例】

（40代夫婦【夫：給与収入450万円（所得273万円）妻：専業主婦】、子ども2人の場合）

課税標準所得額 = 前年総所得金額（273万円） - 基礎控除額（43万円） = 230万円

所得割額（所得に応じて） = 課税標準所得額 × 所得割の税率

均等割額（1人あたり） = 均等割額 × 加入者数

区分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所得割額	230万円 × 7.4% = 170,200円	230万円 × 1.6% = 36,800円	230万円 × 1.2% = 27,600円
均等割額	24,000円 × 4人 = 96,000円	8,000円 × 4人 = 32,000円	11,000円 × 2人 = 22,000円
計	① 266,200円	② 68,800円	③ 49,600円

年税額 = ① + ② + ③ = 384,600円（国民健康保険税）

※国民健康保険税は、医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の3つの合計額です。

介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象です。

固町民課 国保年金担当

☎内線121・122・123

## 令和3年度国民健康保険納税通知書を発送します

7月中旬に越生町国民健康保険に加入している世帯の世帯主（納税義務者）の方へ令和3年度国民健康保険納税通知書を送付します。

普通徴収の納期	特別徴収の方は年金から天引き (加入者全員が65～74歳の世帯の場合)	※原則世帯主の年金から天引きされます。ただし、世帯主が国保以外、年金が年額18万円未満、介護保険料の天引きとの合計が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収になります。年金から天引きとなる方でも口座振替へ変更できます。
1期：8月2日（月）	1期：4月15日（木）	
2期：8月31日（火）	2期：6月15日（火）	
3期：9月30日（木）	3期：8月13日（金）	
4期：11月1日（月）	4期：10月15日（金）	
5期：11月30日（火）	5期：12月15日（水）	
6期：12月27日（月）	6期：令和4年2月15日（火）	
7期：令和4年1月31日（月）		
8期：令和4年2月28日（月）		

### 国保税の納付は口座振替が便利

納付方法を口座振替にすれば「忙しくて」「ついうっかり」など、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年以降も自動的に更新されます。

手続きは、通帳と通帳に使用している印鑑をお持ちのうえ、越生町指定の金融機関の窓口へ直接お申し込みください。

### 金融機関

埼玉りそな銀行、りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉縣信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

## 1 国民健康保険税課税限度額

毎年、国で定められている額に合わせ、課税限度額の引き上げを行っていますが、今年度は国の引き上げがなかったため、課税限度額の合計額は99万円のまま変更ありません。

令和3年度の税率は以下のとおりです。（前年度から変更ありません）

	所得割	均等割	課税限度額
医療給付費分	7.4%	2万4千円	63万円
後期高齢者支援金分	1.6%	8千円	19万円
介護納付金分	1.2%	1万1千円	17万円

※所得割 + 均等割 = 年税額（上限99万円）

※介護納付金分は、40歳～64歳の方が対象